相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市西蒲区巻甲二二一九番地、最後の住所新潟市西区松海が丘一丁目二二番一二号さとみ荘A号

被相続人　亡　佐藤マチコ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月一日

新潟市中央区東中通一番町八六番地五一新潟東中通ビル三階

相続財産管理人　弁護士　山田　晶久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県小矢部市中央町五二五番地、最後の住所石川県金沢市笠舞本町二丁目三五番一八号

被相続人　亡　宮　俊臣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月一日

石川県金沢市尾張町一丁目九番一一号尾張町レジデンス二〇三号

相続財産管理人　弁護士　越島　久彌

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県賀茂郡南伊豆町市之瀬四九七番地、最後の住所静岡県下田市加増野一八一番地の一梓の里　被相続人　亡　井上　うた

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月一日

静岡県下田市二丁目一番三〇号

相続財産管理人　山岸　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県伊勢市中島二丁目一〇六七番地、最後の住所三重県伊勢市上野町三三三七番地

被相続人　亡　内田　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月一日

三重県伊勢市岩渕二丁目五番一号　三銀日生ビル三階　宇治山田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　河之口　学

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市伏見区深草極楽寺町六番地、最後の住所京都市伏見区深草野手町一五番地

被相続人　亡　林　哲三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月一日

事務所京都市伏見区両替町二丁目三四八番地一エグザス伏見四〇五

相続財産管理人　司法書士　寺内こと　山田　奈緒

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府船井郡京丹波町富田辻二四番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　竹内　俊明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月一日

京都市中京区柳馬場通竹屋町上ル四―一八三オーズビル三階石田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　石田　晶男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県尾道市因島土生町一七七〇番地七、最後の住所広島県尾道市因島土生町一七四一番地四　被相続人　亡　政木　忠光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月一日

事務所広島市中区上幟町一一―四六エクセレント上幟二階二〇一号

相続財産管理人　弁護士　松本　亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県室戸市室戸岬町五六〇四番地五、最後の住所愛媛県松山市紅葉町二番一七号ライオンズガーデン紅葉町五〇七号

被相続人　亡　野呂　英之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月一日

愛媛県松山市愛光町一番二四号

相続財産管理人　渡邉　美穂（職名　司法書士　金子美穂）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県西予市三瓶町二及一番耕地四〇〇番地、最後の住所愛媛県西予市三瓶町二及一番耕地四〇三番地　被相続人　亡　清家　洋一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月一日

愛媛県大洲市中村一九五番地一

相続財産管理人　弁護士法人たいよう

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県今治市徳重三〇番地一、最後の住所愛媛県今治市別名一四番地四

被相続人　亡　松島　博隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月一日

愛媛県今治市別宮町一丁目一番地八

相続財産管理人　長野　裕

無縁墳墓等改葬公告

横坂墓地の適正管理を行うために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十五年四月一日

一、墳墓等所在地　大阪府堺市西区山田一―一二一三

一、墳墓等の名称　横坂墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　大阪府堺市西区草部八二　横坂墓地管理委員会　上野　勲

無縁墳墓等改葬公告

当寺院墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十五年四月一日

一、墳墓等所在地　福岡県大牟田市大字三池一〇三三番地

一、墳墓等の名称　宗教法人西岸寺境内墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　福岡県大牟田市大字三池一一二番地　宗教法人西岸寺　代表役員安藤　浩純

資格喪失及び信認金の返還のお知らせ

本取引所の取引参加者株式会社北陸銀行、株式会社滋賀銀行、株式会社山陰合同銀行、株式会社中国銀行、株式会社広島銀行、株式会社北洋銀行は、平成二十五年四月一日をもって、保有するユーロ円先物取引資格、円金利スワップ先物取引資格及び金利先物等清算資格を喪失しました。

本取引所の取引参加者エース交易株式会社、豊商事株式会社、日本生命保険相互会社、富国生命保険相互会社、三井住友海上火災保険株式会社は、平成二十五年四月一日をもって、保有するユーロ円先物取引資格及び円金利スワップ先物取引資格を喪失しました。

三井住友海上火災保険株式会社の信認金は平成二十五年十月二日以降返還いたします。

三井住友海上火災保険株式会社を除く各社の信認金は、当該各社が平成十六年四月一日より、同日付施行の取引参加者規程附則第三条に基づき、取引参加者としての権利・義務を停止したことから、同年十月十八日以降当該各社に返還いたしました。

平成二十五年四月一日

株式会社東京金融取引所